

※内容が変更となることがありますので、最新の情報を確認の上、手続き等を行ってください。

## 空き家情報バンクへの登録を検討されている方へ（奨励金のご案内）

不動産業者を仲介とし「空き家情報バンク」に登録されますと物件の所有者等の方に「空き家バンク登録奨励金」を交付することができます。

# 空き家バンク登録奨励金

### 目的

空き家の適正な管理・活用の促進を図るため、予算の範囲内において奨励金を交付します。

### 対象者

不動産業者（公益社団法人広島県宅地建物取引業協会又は公益社団法人全日本不動産協会広島県本部の会員であること）を仲介とし「空き家情報バンク」に物件を登録された所有者等

※予算の範囲内で奨励金を交付しますので、予算がない場合には交付ができませんのでご理解ください。

※1 物件につき 1 回まで

項目	要件	金額
空き家バンク登録奨励金	不動産業者を仲介とし「空き家情報バンク」に登録していること	5万円

### 必要書類

空き家情報バンク登録の決定日から1か月以内に交付申請が必要です。

- 1 安芸高田市空き家バンク登録奨励金交付申請書（様式第1号）
- 2 空き家バンク登録決定通知書の写し

※交付決定後、実績報告書・請求書の提出が必要です。

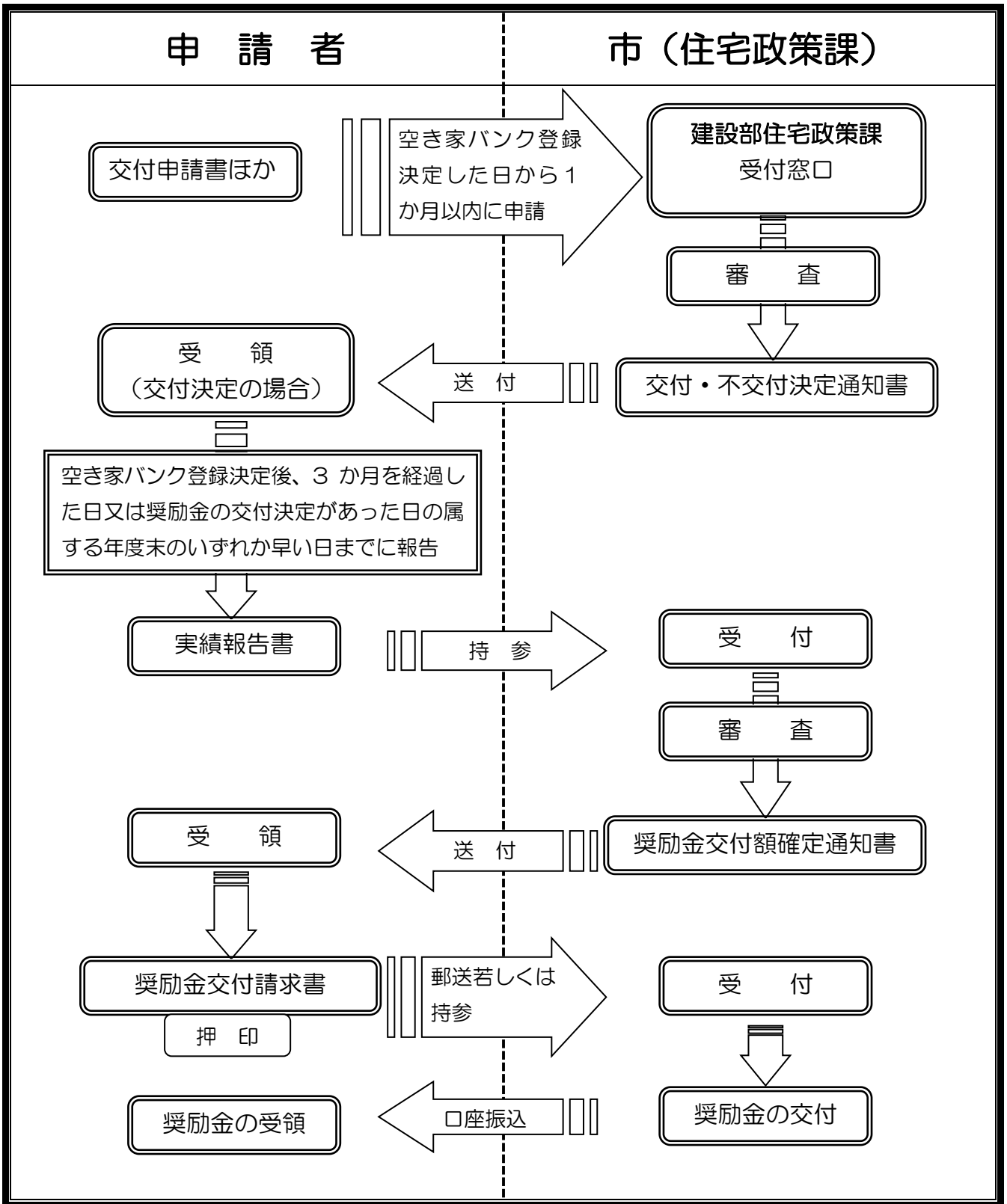
### 申請先・お問い合わせ先

安芸高田市 建設部 住宅政策課

住所：広島県安芸高田市吉田町吉田 791 番地

Tel：(0826) 47-1202 Fax (0826) 47-1206

# 空き家バンク登録奨励金の手続きの流れ



## 申請の変更（中止・廃止）

奨励金の交付決定を受けた方が、申請内容に変更（中止・廃止）が生じた場合は、安芸高田市空き家バンク登録奨励金変更（中止・廃止）承認申請書（様式第4号）を提出してください。

## 実績報告

交付決定を受けた方は、空き家バンク登録決定のあった日から、3 か月を経過した日又は奨励金の交付決定があった日の属する年度末のいずれか早い日前に、以下の書類をそろえて、安芸高田市建設部住宅政策課まで提出してください。

ただし、当初の申請から変更がないものについては添付書類の提出を省略することができます。

- 1 安芸高田市空き家バンク登録奨励金実績報告書（様式第6号）

## 補助金の請求

奨励金の額が確定した方は、安芸高田市空き家バンク登録奨励金交付請求書（様式第8号）を記入して安芸高田市建設部住宅政策課へ提出してください。

請求書が提出された後、奨励金を交付します。

## （注）奨励金の返還

以下の事由により、奨励金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に奨励金が交付されているときは、奨励金を返還していただきます。

この場合において、返還金額は奨励金を交付した全額となります。

- 1 虚偽又は不正の事実に基づいて奨励金の交付を受けたとき
- 2 登録日から6か月を経過する日までに登録を取り消したとき  
※ただし、売買又は賃貸借契約が成立した場合は除きます
- 3 奨励金の使途が不相当と認められたとき